

制定：2024年10月1日

電気需給約款 (低圧)

【特定送配電事業供給】

大熊るるるん電力株式会社

目次

目次.....	2
I. 総 則.....	1
1. 適 用.....	1
2. 定 義.....	1
3. 単位および端数処理.....	3
4. 本約款の変更.....	3
5. 実施細目.....	4
II. 契約について.....	4
6. 需給契約の申込み.....	4
7. 需給契約の成立および契約期間.....	5
8. 需要場所.....	5
9. 需給契約の単位.....	6
10. 供給の開始.....	6
11. 供給準備その他必要な手続きのための協力.....	7
12. 供給の単位.....	7
13. 電気需給契約書の作成.....	7
III. 契約種別および電気料金.....	7
14. 契約種別および電気料金.....	7
IV. 料金の算定および支払い.....	7
15. 料金の適用開始の時期.....	7
16. 検針日.....	7
17. 電気料金の算定期間.....	7
18. 使用電力量の計量.....	8
19. 使用電力量の算定.....	8
20. 電気料金の計算.....	9
21. 日割計算.....	9
22. 電気料金の支払義務および支払期日.....	9
23. 電気料金の支払方法.....	9
24. 延滞利息.....	10
25. 保証金.....	10
V. 使用および供給.....	11
26. 適正契約の保持.....	11
27. 力率の保持.....	11
28. 需要場所への立入りによる業務の実施.....	11
29. 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	11

30.	供給の停止	12
31.	供給停止の解除	12
32.	供給停止期間中の電気料金	13
33.	違約金	13
34.	供給の中止または使用の制限もしくは中止	13
35.	損害賠償の免責	13
36.	設備の賠償	14
VI.	契約の変更および終了	14
37.	需給契約の変更	14
38.	名義の変更	14
39.	需給契約の廃止（お客さまからの解約）	14
40.	解約等（当社からの解約）	15
41.	需給契約消滅後の債権債務関係	15
VII.	供給方法および工事	16
42.	需給地点および施設等	16
43.	引込線	16
44.	引込線の接続	16
45.	計量器等の取付け	16
46.	電流制限器等の取付け	17
VIII.	工事費の負担	17
47.	供給設備を変更する場合の工事費負担金	17
48.	工事費負担金等相当額の申受け等	18
49.	工事費負担金等相当額に関する契約書の作成	18
IX.	保安	18
50.	保安の責任	18
51.	調査	18
52.	調査等の委託	19
53.	調査に対するお客さまの協力	19
54.	保安に対するお客さまの協力	19
55.	検査または工事の受託	19
56.	自家用電気工作物	20
X.	その他	20
57.	需要情報の通知	20
58.	不可抗力	20
59.	専属的合意管轄裁判所	20
60.	反社会的勢力の排除	20

別紙	22
1 契約負荷設備の総容量の算定	22
2 契約負荷設備の総容量の算定	23
3 契約容量および契約電力の算定方法	28

I. 総 則

1. 適 用

- (1) 当社が、電気事業法第2条第1項第12号に定める特定送配電事業により、電気事業法第2条第1項第2号に定める小売電気事業において電気の小売供給をするときの供給条件は、この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）によるほか、別途定める低圧料金プラン（以下、「本電気料金プラン」といい、本約款と合わせて「本約款等」といいます。）とともに、電気料金を規定いたします。
- (2) お客さま及び当社は、この本約款等及び別途合意した書面（当社とお客さまが契約の内容とすることに別途合意した場合に限る。）に定められた事項を遵守するものとします。

2. 定 義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 高 圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(3) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。

ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(7) 契約電力等

契約電流、契約容量を総称したものをいいます。

(8) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(9) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに変換した値といたします。

(10) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(11) 最大需要電力

1 時間あたりの需要電力の最大値であって、30 分ごとの使用電力量を 2 倍した値をいいます。

(12) 電気料金プラン

本電気料金プランごとに定める基本料金、電力量料金等お客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件をいいます。

(13) 電気料金

本約款等にもとづき、本電気料金プランを適用し、本電気料金プランに定められるお客さまの電気のご使用状況に応じて計算される料金（基本料金、電力量料金）および、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料調整額の合計額をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条に定める賦課金をいいます。

(15) 供給条件の説明

電気事業法第 2 条の 13 に定める電気料金その他供給条件の説明をいいます。

(16) 契約締結前の書面交付

電気事業法第 2 条の 13 に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(17) 契約締結後の書面交付

電気事業法第 2 条の 14 に定める電気料金その他供給条件等が記載された書面の交付をいいます。

(18) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(19) 消費税率

消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。

(20) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(21) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(22) 卸電力市場

一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が開設する卸電力取引市場をいいます。

3. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が0.5キロボルトアンペア未満となる場合は、契約容量を1キロボルトアンペアといたします。なお、契約容量は、設置される負荷設備の容量の合計で算出されるものとします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力を算定した値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

4. 本約款の変更

- (1) 当社は、本約款に関して、関係法令・条例・規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合には、電気を小売するときの需給条件や電気料金等は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款および変更の効力発生日を、一定期間当社のホームページに掲載することで、お知らせします。
- (2) 本約款の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下、「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

- (3) 本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

5. 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます

II. 契約について

6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等における需要家に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまが、本約款によって支払いを要することとなった電気料金その他の債務について、当社の定める期日を経緯してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます。）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することを承諾するものとします。
- (3) 契約電力等については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始まで長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ供給設備の状況について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) お客さまが電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等にしがたい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。
- (6) お客さまが発電設備並びに蓄電設備を設置される場合は、当社送配電設備との接続が必要になるため、あらかじめ当社へ発電設備の状況等について照会していただきます。
- (7) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客様の負担で無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、お客様の負担で保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

- (8) お客さま及び当社は、需給契約の内容及び需給契約にもとづく取引に関する情報を、需給契約を履行する以外の目的で、第三者に開示してはならないものとします。ただし、法令上の根拠または公的機関からの正当な権限もしくは目的による開示要請がある場合は、この限りではありません。

7. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立します。ただし、やむをえない事情によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は需給契約の成立の日を遡って需給契約を解約することがあります。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までとします。ただし、お客さまが長期契約を希望される場合、長期継続契約 2 年間とします。契約期間満了の 30 日前までに需給契約の解約または変更の申し出が無い場合、需給契約は満了後、1 年毎に同一条件で継続されるものとします。
- (3) 前号に定める契約期間については、1 年以上の契約期間にすることができます。その場合、お客さまと協議の上、契約書で定めることとします。
- (4) 契約期間の途中であっても、お客さまと当社との間において合意したときは、需給契約を変更いたします。

8. 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、イ及びロによります。なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ 当社は、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合にはロによります。なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者及び使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所とします。

ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ) 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

- a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること
- b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること
- c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ) 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的で隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

(ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ) に準ずるものいたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り (イ) に準ずるものいたします。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の可能性が高いときは、(1) にかかわらず、その隣接する複数の構内を1 需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地 ((1) に定める構内または (2) に定める隣接する複数の構内を除きます。) において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1 需要場所といたします。

9. 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、電気の1 需要場所について、1 契約種別を適用して、原則1 需給契約を締結します。

- (1) 1 需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別をあわせて契約する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

10. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの電気需給契約内容で合意に達したときには、お客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、供給開始日より電気を供給いたします。
- (2) お客さまの責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた供給開始日を延期する場合、お客さまには、当該延期に起因して当社が被った損害額を負担していただきます。
- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は供給開始日の変更ができるものとし、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (4) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお

断りすることがあります。

11. 供給準備その他必要な手続きのための協力

供給の実施にともない、当社が施設または所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地の確保等についてお客さまに協力していただく場合がございます。

12. 供給の単位

当社は、原則として、1 需要場所につき 1 供給電気方式 1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

13. 電気需給契約書の作成

特別な事情がある場合で、お客さまが希望されるとき、または当社が必要とするときは、電気の需給契約に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

III. 契約種別および電気料金

14. 契約種別および電気料金

- (1) 契約種別および電気料金に関する事項の詳細は、本電気料金プラン契約種別および電気料金に定めるところによります。

IV. 料金の算定および支払い

15. 料金の適用開始の時期

料金は、供給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ電気需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、原則として、電気需給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

16. 検針日

検針日は、毎月 1 日といたします。

17. 電気料金の算定期間

電気料金は、以下の場合を除き、「1 月」を単位として算定し、「1 月」とは、毎月 1 日か

末日までの計量期間と致します。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

イ お客さまに電気の供給を開始し、再開し、もしくは休止し、または需給契約が消滅した当月の場合

ロ 契約種別、契約負荷設備または契約電力等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合

18. 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

19. 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量の算定は、計量器の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(2) (4) (5) の場合を除き、計量日（毎月1日）における計量器の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における計量器の読みといたします。）と前回の計量日における計量器の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における計量器の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。
- (2) 本約款 17（**電気料金の算定期間**）イまたはロに該当する場合は、次回の計量の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分して得た値によって精算いたします。 -
- (3) 電気料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量の合計として算定します。
- (4) 最大需要電力は、30分ごとの使用電力量を2倍した値といたします。
- (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6) の場合を除き、取付けおよび取外した計量器ごとに (1) に準じて計量した使用電力量を合算して得た値といたします。
- (6) 当社は、使用電力量の算定の結果をお客様の希望する送付方法（電磁的方法・紙面通知）によってお客さまにお知らせいたします。尚、算定結果の通知は無料で実施することとします。
- (7) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、電気料金の算定期間の使用電力量は、過去の使用電力量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 -
- (8) 特別の事情がある場合で、使用電力量の算定に計量値等を用いることが適当でないときは、使用電力量は、過去の使用電力量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

20. 電気料金の計算

電気料金は、お客さまが選択した電気料金プランにより、本電気料金プランに定めた電気料金を適用して計算いたします。

21. 日割計算

(1) 当社は、本約款 17（電気料金の算定期間）イまたはロの場合は、電気料金を日割計算します。

イ 日割計算の基本算式は、次のとおりとします。

基本料金、最低料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$1 \text{ か月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{計量期間等の日数}$

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間の使用電力量により計算します。

(2) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をします。

22. 電気料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの電気料金の支払義務発生日は、検針日に発生します。

また、需給契約が消滅した場合の支払義務発生日は、需給契約の消滅日に発生するものとします。

(2) お客さまの電気料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、原則として支払義務発生日の翌日から起算して30日目とします。

ただし、当社が請求書等で、支払義務発生日の翌日から起算して30日目以降の支払期日を指定した場合はその日とします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下、「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日とします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日とします。

23. 電気料金の支払方法

(1) 電気料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて振り込む方法によって支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

なお、振込手数料はお客様の負担とさせていただきます。

- (2) お客様が料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に振り込まれたときといたします。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

24. 延滞利息

- (1) お客様が電気料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合は、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 需給契約の廃止または当社からの解約によって需給契約が消滅した場合は、消滅日においてお客様が支払期日を経過してなお支払われていない電気料金について、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる電気料金または工事費等に消費税相当額を加えた金額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセント（1日あたり0.0274パーセント）の割合を乗じて計算して得た金額とします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (4) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる電気料金または工事費等を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。

25. 保証金

- (1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合は、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額電気料金の3か月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお電気料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき

- ① 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の電気料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
- ② 支払期日を経過してなお電気料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額電気料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定します。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定します。
なお、(4)によりあらためて保証金を預けていただく場合は、保証金全額についてそのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定します。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお電気料金を支払われなかった場合は、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合は、保証金をお返しします。またその際の保証金に関して利息は発生しないものといたします。

V. 使用および供給

26. 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力等をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合は、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

27. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。尚、その際に費用負担が生じる場合はお客さまの負担となる場合があります。

28. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、業務の必要上お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

29. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他の電気の使用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支

障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合は、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合は、お客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相関の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他上記のいずれかに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他法令等にしがたい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

30. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合は、当社は、お客さまへの事前の連絡通知を経ずに、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ **本約款 44 (引込線の接続)** の定め反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合は、当社は、そのお客さまへの電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって不正に電気を使用された場合
- ニ 本約款 28 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ホ 本約款 29 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じられない場合

- (3) お客さまがその他本約款および需給契約に反した場合は、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

31. 供給停止の解除

本約款 30 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出たときは、当社は、特別の事情がある場合を除き、すみやかに電気の供給を再開します。

32. 供給停止期間中の電気料金

本約款 30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合は、その停止期間中は、まったく電気を使用しない場合の月額電気料金を本約款 21（日割計算）の定めにより日割計算をして、電気料金を算定します。

33. 違約金

- (1) お客さまが本約款 30（供給の停止）(2)ロまたはハに該当し、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款等に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間とします。

34. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 電気の需給上または保安上必要がある場合
 - ニ 当社が維持及び運用する蓄電池設備の容量が枯渇し、さらに当社が連系する一般送配電事業者の電気供給が停止している場合
 - ホ 非常変災の場合
 - へ その他託送約款等に定めのある場合
 - ト その他電力の需給上やむを得ない場合
- (2) (1)の場合は、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせします。

ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

35. 損害賠償の免責

- (1) 本約款 34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 本約款 30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または需給契約が消滅もしくは当社から需給契約を解約した場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠

償の責めを負いません。

- (3) 漏電その他の事故が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 本約款 10（供給の開始）（3）によって供給開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの損害について賠償の責任を負いません。

36. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能であるとき
修理費
- (2) 亡失または修理不可能であるとき
帳簿価額と取替工費との合計額

VI. 契約の変更および終了

37. 需給契約の変更

- (1) お客さまが、適用している電気料金プランから他の電気料金プランへの変更を希望される場合は、本約款 6（需給契約の申込み）に定める新たに需給契約を希望される場合に準ずるものとします。
- (2) (1)の場合、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合の取扱いは、本約款 4（本約款の変更）(2)(3)に準じます。

38. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合は、その旨を当社に申し出ていただきます。

39. 需給契約の廃止（お客さまからの解約）

- (1) お客さまが本契約を終了し電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、30日前までに当社に通知していただきます。
当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、供給設備またはお客さまの

電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、40（解約等）および次の場合を除き、お客さまが30日前までに当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の30日前の日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から30日後に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処理が可能となった日に消滅するものといたします。

40. 解約等（当社からの解約）

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合は、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合は、その旨をあらかじめお客さまにお知らせします。

イ お客さまが電気料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の電気料金を支払期日を20日経過してなお支払われない場合

ハ 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態となった場合

ホ お客様が破産手続、再生手続、更生手続、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受け、又は自ら申し立てを行った場合

ヘ お客様が差押え等の強制執行、もしくは担保権の実行としての競売申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

ト お客さまが本約款に反した場合

- (2) 本約款 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合は、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせします。

- (3) お客さまが、本約款 39（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用していないことが明らかとなった場合は、当社により需給契約を廃止するための処置を行い、その廃止期日に需給契約は消滅するものとします。

41. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の電気料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅しません。

VII. 供給方法および工事

42. 需給地点および施設等

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、お客さま（共同引込線による引き込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます）のみのために、お客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (3) 付帯設備（(2)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

43. 引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行う場合には、原則埋設引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまとの協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

44. 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行います。なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

45. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）およびその付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）は契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取付させていただくことが

あります。

イ お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、または、お客様の希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器、その付属装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外とします。）とし、お客様と当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客様の希望によって計量器およびその付属装置を建物内に取り付けたときには、お客様と当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置の取付場所は、お客様から無償で提供していただきます。また、(1)によりお客様が施設するものについては、当社が無償で使用できるものいたします。

- (4) お客様の希望によって計量器、その付属装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

46. 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、協議に基づきお客様にて設置いただきます。また、取付位置は原則として屋内とします。

- (2) お客様の希望によって電流制限器等を取り換え、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

VIII. 工事費の負担

47. 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客様の希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される時を含みます。また、お客様との需給に直接関係する場合に限ります。）は、**44（引込線の接続）、45（計量器等の取付け）**または**46（電流制限器等の取付け）**によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

- (2) **29（電気の使用にともなうお客様の協力）**によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

48. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) お客さまへの電気の供給にともなう工事等にかかわる工事費負担金、費用の実費または実費相当額は、原則、工事費負担金等相当額として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

49. 工事費負担金等相当額に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等相当額に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。

IX. 保 安

50. 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

51. 調査

- (1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、係員は所定の証明書を提示いたします。
- (2) 調査は、次の事項について行います。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。
 - イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
 - ロ 接地抵抗値の測定
 - ハ 点検
- (3) 当社は、(1) の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果をお客さまにお知らせいたします。なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行います。

52. 調査等の委託

- (1) 当社は、**51（調査）**の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。
- (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

53. 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、**51（調査）**により調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

54. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合は、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合は、当社は、ただちに適切な処置をいたします。お客さまからの適切な通知が行われないことにより損害を被った場合の賠償責任について、当社は負わないものといたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後に、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合は、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときは、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

55. 検査または工事の受託

- (1) 低圧で供給する場合、お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行います。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) 低圧で供給する場合、お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託し

たときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

56. 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この約款のうち次のものは適用いたしません。

- (1) 調査
- (2) 調査等の委託
- (3) 調査に対するお客さまの協力

X. その他

57. 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。この場合、お客さまから当該情報を提供していただきます。

58. 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は、以下に定める不可抗力によって需給契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないものとします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

イ (1)で定める不可抗力を原因として需給契約の履行ができない場合、お客さままたは当社は需給契約の一部または全部を解約できるものとします。

ロ 解約にともなう損害は、お客さま、当社ともに賠償責任を負わないものとします。

59. 専属的合意管轄裁判所

需給契約にかかわる訴訟については、福島地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

60. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。）

に該当し、または反社会的勢力と次のいずれかに定める関係を有することが判明した場合は、事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものとします。

- イ 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ハ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - ホ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) お客さまおよび当社は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合は、事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものとします。
- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任をこえた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他上記に準ずる行為
- (3) お客さまおよび当社は、自己が将来にわたり(1)および(2)に該当しないことを表明および確約します。
- (4) お客さまおよび当社は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するものとします。
- (5) お客さまおよび当社は、相手方が(3)および(4)の規定に違反した場合は、事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものとします。
- (6) お客さままたは当社が前各項の規定により契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また、解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとします。

別 紙

1 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(a) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの。

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(b) (a) 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

2 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ水銀灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高 型	低 型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものいたします。
- (b) 出力がワット表示のものは、次のとおりいたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		入 力(ワット)
	入 力 (ボルトアンペア)		
	高 力 率 型	低 力 率 型	
35以下	—	160	出力（ワット）× 133.0パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換 算 容 量 （ 入 力 [キ ロ ワ ッ ト] ）
出力（馬力） × 93.3パーセント
出力（キロワット） ×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 携帯型および移動型 を含みます。	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力〔キロボルト アンペア〕)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95以下	20以下	1
		20超過 30以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95超過 100以下	200以下	5
		200超過 300以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100超過 125以下	500以下	9.5
		500超過1,000以下	16
	125超過 150以下	500以下	11
500超過1,000以下		19.5	
蓄電器放電 式診察用 装置	コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5 " 3 "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\begin{array}{l} \text{入力} = \text{最大定格 1 次入力} \times 70 \text{ パーセント} \\ \text{(キロワット)} \qquad \qquad \text{(キロボルトアンペア)} \end{array}$$

ロ イ以外の場合

$$\begin{array}{l} \text{入力} = \text{実測した 1 次入力} \times 70 \text{ パーセント} \\ \text{(キロワット)} \qquad \qquad \text{(キロボルトアンペア)} \end{array}$$

(5) その他

イ (1)、(2)、(3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

3 契約容量および契約電力の算定方法

従量電灯Cまたは低圧電力のお客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合には、契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の} \quad \times \quad \text{電圧 (ボルト)} \quad \times \quad 1/1,000 \\ \text{定格電流(アンペア)}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の} \quad \times \quad \text{電圧 (ボルト)} \quad \times \quad 1,732 \times 1/1,000 \\ \text{定格電流(アンペア)}$$